

質問回答

NO.	質問	回答
1	仕様書3. (5) 2) について、表1の分析項目を行う事業場は、(5) 1) の現地調査を行う事業場と一部重複しても差支えないでしょうか。	差し支えない。
2	仕様書3. (5) 1) および2) について、表1 分析項目のうち、全りんの暫定排水基準が適用されない事業場の調査を行う場合は、全りんおよびりん酸イオンの測定は除外してよろしいでしょうか。	除外して差し支えない。 ただし、当該事業場において一般排水基準の超過のおそれがある場合には、除外せず測定すること。